

令和4年12月26日

第4回多度津町議会臨時会会議録

1、招集年月日 令和4年12月26日(月) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	村井 勉	2番	門 秀俊
3番	天野 里美	4番	兼若 幸一
5番	中野 一郎	7番	金井 浩三
9番	小川 保	10番	古川 幸義
11番	隅岡 美子	12番	渡邊美喜子
13番	尾崎 忠義	14番	志村 忠昭

1、欠席議員

6番 松岡 忠

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	岡部 登
教 育 長	三木 信行
会計管理者	山下 佐千子
町長公室長	山内 剛
総務課長	泉 知典
政策観光課長	土井 真誠
税務課長	西山 政有紀
住民環境課長	石井 克典
高齢者保険課長	松浦 久美子
健康福祉課長	富木田 笑子
建設課長	三谷 勝則
産業課長	谷口 賢司
消防長	阿河 弘次
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（村井 勉）

お早うございます。

松岡議員、欠席届が出ておりますので、ご報告申し上げます。

なお、渡邊議員は少し遅れるとのご連絡を頂いておりますので、ご報告申し上げます。

議員各位におかれましては、何かとご多忙中、ご参集頂き有難うございます。

ただ今より、令和4年第4回多度津町議会臨時会を開催致します。

開会に先立ちまして、町長よりご挨拶があります。

町長（丸尾 幸雄）

皆さん、お早うございます。

もう年の瀬も迫ってきた大変皆様方にとっては、この1年間の中で、大変ご多用中のところとは思いますが、この臨時議会の開催に当たりまして、ご出席を頂きまして有難うございます。

また、皆様方には日頃から多度津町の町民皆様の住民サービスの向上、また、住民の幸せの向上のための、日々議員活動にご精励頂いておりますこと、心から御礼を申し上げます。

今日の臨時議会は、12月議会の中におきまして、継続審議になっておりました第1号議案と第12号議案につきまして審議を頂き、また、ご議決を頂く議会でございます。

皆様方の忌憚のないご意見を頂戴しながら、この議会が実りのある臨時議会となりますことを心から願って冒頭のご挨拶と致します。

今日はどうかよろしく、お願い致します。

議長（村井 勉）

ただ今、出席議員は12名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、令和4年第4回多度津町議会臨時会は成立致しました。

これより、第4回臨時会を開会致します。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、5番 中野 一郎 君、12番 渡邊 美喜子 君を指名致します。

日程第2. 会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

第4回臨時会の会期は、本日1日間と致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日間と決定致しました。

日程第 3. 委員長報告を行います。

委員会結果の報告はタブレットに掲載しておりますので、よろしくお願い致します。
12 月 21 日に開催されました総務教育常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。 総務教育常任委員会委員長、金井 浩三 君。

総務教育常任委員会委員長（金井 浩三）

皆さん、おはようございます。

それでは、総務教育常任委員会の結果について報告します。

令和 4 年 12 月 21 日に開催した総務教育常任委員会の結果を次のとおり報告します。
審議事項。

議案第 1 号、 多度津町旧合田家住宅（島屋）保全活用事業基金条例の制定について
議案第 12 号、 工事請負契約の締結について（令和 4 年度多度津駅周辺駅前広場整備工
事（西側駅前広場））

審議結果。

議案第 1 号及び議案第 12 号について

委員、傍聴議員より、

一つ、合田邸は何もしないと文化財としての価値がなくなるので保全が必要だが、今は財政が厳しいので延期すべきだと思っており、「ふるさと納税」や「クラウドファンディング」で寄附が集まらなかった場合は、一般財源からの持ち出しもあると聞いているので、幾ら位の目標額を計画しているのか。

一つ、クラウドファンディングには手数料が必要であったり、期限があると思うが、令和 9 年までの長い期限が可能なのか。

その他、意見、要望があり、それに対して執行部より、

一つ、緊急保全事業は令和 9 年度までで、6,550 万円の概算事業費が出ているので、目標金額は事業費全額を予定している。

一つ、クラウドファンディングの実施期限は事業者によって差があるが、1 回のプロジェクトで 60 日から 90 日が主流なので、その期間のものを 5 年間かけて何回も寄附を募ることを考えている。手数料が後払いの事業者もあるが、集まった寄附金から手数料を差し引いて入金してくれる大手の事業者のもので検討している。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第 1 号及び議案第 12 号については、委員会として原案を可決した。

以上で、報告を終わります。

議長（村井 勉）

これをもって、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

日程第4. 議案第1号、多度津町旧合田家住宅（島屋）保全活用事業基金条例の制定についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

尾崎 忠義 君。

議員（尾崎 忠義）

13番、尾崎 忠義でございます。

私は議案第1号、多度津町旧合田家住宅（島屋）保全活用事業基金条例の制定について、次の点で反対を致します。

去る12月9日の総務教育常任委員会の資料として、合田邸の中長期的な緊急保全計画についての資料の提出から僅か17日間で、1ヶ月も経ていない中での条例制定であり、町民には理解が出来ていない中での条例制定には時期拙速であり、到底、町民には理解・同意が得られない条例案であり、これらについては十分情報開示をし、周知説明をし、町民の同意すべき案件でありますので、従って、議案第1号、多度津町旧合田家住宅（島屋）保全活用事業基金条例の制定については、反対を致します。

以上であります。

議長（村井 勉）

他にありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

古川 幸義 君。

議員（古川 幸義）

10番、古川 幸義でございます。

議案第1号、多度津町旧合田家住宅（島屋）保全活用事業基金条例の制定について、12月21日、総務教育常任委員会で可決されましたが、今の状況では可決することに反対致します。

今回の条例では、クラウドファンディング、企業版ふるさと納税を有効活用し、施設保全を図るとし、計画する事業計画として事業費 6,500 万円を予定とし、5 年で行うと計画され、年間平均 1,300 万円の出費が見込まれます。委員会での担当課からの答弁では一般会計からの繰り出しはせず、寄附金額にて賄うとの答弁でありましたが、年間予定の工事費が、寄附金額総額が満たない場合、工事をその規模に縮小するのか、金額が達成するまで工事を行わないかは不明であります。しかしながら、計画では5年間の実施計画も出来ております。一般会計から持ち出しがあるのではないかと不安材料が残ります。今後、本町の財政調整基金残高も令和4年度が11億9,700万円から、年々約2億円ほど減少し、合田家の修復工事5年後では、財政調整基金が5億4,000万円になる予測であります。減少する財政調整基金も、単年度予算を赤字にしているのではない大切な基金でありますので、慎重に運用をしなければなりません。よって、今回の臨時議会で可決するものではなく、合田家の修復工事は単年度工事について議論を重ね、慎重審議するのが多度津町民の声であり、意思であると思ひ、今回の条例制定に現時点で決定することに反対致します。

議長（村井 勉）

他にありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

小川 保 君。

議員（小川 保）

9番、小川 保でございます。

私は第1号議案について、賛成の立場でお話をさせていただきます。

この議案第1号に提案されております内容は、基金条例ということであります。そして、この基金条例の中身は、ガバメントクラウドファンディング、そして企業版ふるさと納税、これによって、一般財源からの支出を可能な限り軽くするという、そういった趣旨の議案でございます。決して、保全活用をすとかしないとかいう内容では決してないという風に理解をしております。従って、これは一般財源を軽くするという、そういう基金条例でございますので、私は賛成の立場で討論を致しました。

以上でございます。

議長（村井 勉）

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ないようですので、この採決は電子表決システムで行いたいと思ひます。

準備を致します。

本案は原案のとおり、可決することに賛成の方は、賛成のボタンを押して下さい。

ボタンを押さない方は、反対とみなします。

表決漏れはありませんか。

表決漏れはなしと認め、確定致します。

表決締切ります。

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第5.議案第12号、工事請負契約の締結について（令和4年度多度津駅周辺駅前広場整備工事（西側駅前広場））を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

本案は原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議は、全て終了致しました。

これをもって、令和4年第4回多度津町議会臨時会を閉会致します。

ご協力有難うございました。

閉会 午前9時17分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため
ここに署名捺印する。

令和4年12月26日
第4回多度津町議会臨時会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記